

魚沼地区障害福祉組合職員の定年等に関する条例

昭和59年3月31日

条例第2号

職員の定年等に関しては、魚沼市職員の定年等に関する条例(平成16年魚沼市条例第33号)を準用する。この場合において、「魚沼市」とあるのは「魚沼地区障害福祉組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和59年3月31日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年11月1日条例第2号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。